

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、過去の利益の積み上げによるもの以外は、ほとんどが地域のお客様による出資金が該当します。

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,490	17,316
うち、出資金及び資本剰余金の額	792	1,109
うち、利益剰余金の額	15,720	16,234
うち、外部流出予定額 (△)	23	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	152	198
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	152	198
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,642	17,515
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	70
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	70
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	8	45
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	44	115
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,598	17,399
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	160,493	168,338
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,375	8,959
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	169,869	177,298
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.77%	9.81%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、信用金庫の基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保っていると評価しております。なお、自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積み上げを第一義的なものとしております。

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	160,493	6,419	168,338	6,733
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	148,913	5,956	153,888	6,155
ソブリン向け	195	7	195	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	25,717	1,028	21,664	866
法人等向け	26,561	1,062	34,497	1,379
中小企業等・個人向け	36,580	1,463	36,232	1,449
抵当権付住宅ローン	17,122	684	16,307	652
不動産取得等事業向け	30,129	1,205	32,247	1,289
三月以上延滞等	411	16	427	17
信用保証協会等による保証付	748	29	1,142	45
その他	11,447	457	11,173	446
② 証券化エクスポージャー	58	2	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	58	2	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,946	517	14,431	577
ルック・スルー方式	12,946	517	14,431	577
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	18	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,375	375	8,959	358
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	169,869	6,794	177,298	7,091

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、上記エクスポージャー項目に該当しないものすべてであり、取立未済手形、出資等が含まれます。
 6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

2.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

当金庫では、信用リスクの評価について、厳格な自己査定を実施するとともに、主に大口与信先を対象とした信用リスクの計量化を図っております。また、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産の償却・引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

自己資本の充実の状況等

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
 - 株式会社日本格付研究所(JCR)
 - S&Pグローバル・レーティング
- なお、このほかにカントリー・リスク・スコアを使用します。

カントリー・リスク・スコア及び適格格付機関を使用するエクスポートは、以下のとおりです。

- 中央政府及び中央銀行向けエクスポート
- 地方公共団体金融機構向けエクスポート
- 金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポート
- 我が国の地方公共団体向けエクスポート
- 我が国の政府関係機関向けエクスポート
- 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート
- 地方三公社向けエクスポート

適格格付機関を使用するエクスポートは、以下のとおりです。

- 国際開発銀行向けエクスポート
- 法人等向けエクスポート

信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		2022年度	2023年度
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	11,724	12,727	10,639	11,699	900	847	—	—	164	219
農業、林業	24	31	24	31	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	14,229	15,300	14,227	15,300	—	—	—	—	54	39
電気・ガス・熱供給・水道業	3,655	3,485	445	385	3,100	3,100	—	—	—	—
情報通信業	1,591	1,532	292	272	1,199	1,199	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,021	4,086	3,008	3,268	2,867	792	—	—	61	91
卸売業、小売業	9,267	9,869	8,667	9,248	600	600	—	—	38	33
金融業、保険業	260,149	247,680	22,031	31,573	8,695	4,132	—	60	—	—
不動産業	68,674	72,765	68,474	72,554	200	200	—	—	204	180
物品賃貸業	975	903	475	403	500	500	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	847	954	847	954	—	—	—	—	7	7
宿泊業	40	58	40	58	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,314	3,188	3,314	3,188	—	—	—	—	27	27
生活関連サービス業、娯楽業	1,934	1,891	1,934	1,891	—	—	—	—	22	23
教育、学習支援業	978	1,023	978	1,023	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8,230	9,781	8,230	9,781	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,858	5,315	4,758	5,315	100	—	—	—	—	61
国・地方公共団体等	45,499	56,637	10,854	10,236	34,645	46,401	—	—	—	—
個人	75,973	76,281	75,971	76,281	—	—	—	—	194	123
その他	12,012	9,641	7	8	—	—	—	—	0	0
業種別合計	530,000	533,177	235,217	253,472	52,809	57,774	—	60	776	806
1年以下	219,205	218,393	38,925	43,677	10,127	2,790	—	—	—	—
1年超3年以下	92,723	41,985	33,509	34,166	7,190	5,797	—	—	—	—
3年超5年以下	32,277	32,479	29,042	28,869	3,223	3,609	—	—	—	—
5年超7年以下	27,830	27,932	23,116	23,461	4,714	4,471	—	—	—	—
7年超10年以下	37,297	73,307	25,251	31,378	12,045	21,529	—	—	—	—
10年超	89,781	107,213	68,274	71,978	15,507	19,575	—	60	—	—
期間の定めのないもの	30,884	31,864	17,098	19,940	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	530,000	533,177	235,217	253,472	52,809	57,774	—	60	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポートのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポートです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.38をご参照ください。

自己資本の充実の状況等

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	2022年度				2023年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	当期増減額	期末残高		期首残高	当期増減額	期末残高	
製造業	532	△ 4	527	—	527	△ 10	517	—
建設業	268	△ 10	257	—	257	△ 13	244	—
情報通信業	10	△ 1	8	—	8	△ 1	7	—
運輸業、郵便業	61	0	60	—	60	49	110	—
卸売業、小売業	7	11	19	—	19	△ 11	7	—
不動産業	125	△ 21	103	—	103	△ 8	95	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	—	0	0	0	—
飲食業	90	△ 75	15	—	15	△ 2	13	—
生活関連サービス業、娯楽業	11	—	11	—	11	—	11	—
その他のサービス	59	0	58	—	58	1	60	—
個人	99	2	101	—	101	△ 25	76	—
その他	0	0	1	—	1	0	1	—
業種別合計	1,268	△ 100	1,167	—	1,167	△ 21	1,146	—

- (注) 1. 上記の「その他」は、ゴルフ会員権(個別貸倒引当金)、未収利息償却(貸出金償却)です。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。
 3. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	197,929	—	207,625
10%	—	8,648	—	12,602
20%	30,727	128,766	33,048	108,631
35%	—	45,300	—	42,740
50%	17,874	469	18,351	503
75%	—	36,044	—	34,862
100%	800	62,942	747	72,940
150%	—	176	—	187
250%	—	318	—	937
合計	49,401	480,597	52,147	481,030

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く。)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3.信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、担保や保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保又は保証に過度に依存しない融資の取り上げ姿勢に徹することとしております。なお、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用協会保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規定」等により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	2022年度			2023年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,908	46,657	—	2,910	45,362	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

自己資本の充実の状況等

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引を内包した貸出金を保有しております。派生商品取引を内包した貸出金については、「信用リスク管理規程」の中で定められている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
①派生商品取引合計	—	60	—	60
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	60	—	60
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	60	—	60

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、投資家としての証券化エクスポージャーを保有しております。

当該投資にかかるリスクについては、裏付資産の状況や適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク統括委員会等において検討する体制となっております。

取引にあたっては、購入担当部門が当該商品の内容等の必要事項を確認し、当金庫が定める事務規程に基づき可否を決定しており、これらの部門が取得した当該商品の状況等の情報を統合的リスク管理部門において確認、検証する体制として適切な運用・管理を行っています。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(4) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ・ 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・ 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ S&Pグローバル・レーティング

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	195	—	—	—
リース料債権及び賃付債権	195	—	—	—

自己資本の充実の状況等

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
15%~50%未満	195	—	—	—	2	—	—	—
合計	195	—	—	—	2	—	—	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

6.出資等エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等については、時価評価やリスク計測により、非上場株式等については、財務諸表等に基づく評価による定期的なモニタリングの実施によりリスクの状況を把握し、必要に応じ協議・検討するなど、適切なリスク管理に努めております。

(2)会計方針

出資等に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	443	443	405	405
非 上 場 株 式 等	1,833	1,833	2,633	2,633
合 計	2,276	2,276	3,038	3,038

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等に含めて計上しております。

3.その他の証券の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して非上場株式等に含めて計上しております。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
売 却 益	79	62
売 却 損	35	7
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
評 価 損 益	△ 59	28

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	26,329	31,244
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等

8.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。当金庫では、銀行勘定の取引における金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。金利リスクの管理としては、金利変動に伴う経済価値変化の指標である Δ EVE及び期間損益変化の指標である Δ NIIを算出しており、リスク統括部門が月次でリスク統括委員会及び常務理事会に報告しております。

金利リスクを削減する際は、有価証券売却をはじめ資産・負債の残高や期間構成を変化させることで対応する方針としております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.992年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	当金庫の預金データに基づき、流動性預金のうち引き出されることなく長期間滞留する預金の残高を推計し、各期間に振り分けております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	金利リスクの算出は、すべての通貨を対象としており、 Δ EVEについては通貨ごとに算出された Δ EVEの正の値のみを、 Δ NIIについては Δ NIIの符号に関係なく、通貨ごとの Δ NIIを、それぞれ単純合算しております。
スプレッドに関する前提	算定の前提となる割引金利には、スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	コア預金に関して内部モデルを使用しており、内部モデルで使用する計数の変動に伴い、 Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	Δ EVE、 Δ NIIに関して、算定手法の変更は行っておりません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	Δ EVEに関しては、金利リスク管理上問題ない水準であると認識しております。

②開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスク

銀行勘定の金利リスクについては、 Δ EVE及び Δ NIIのほか、VaRを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間5年の分散共分散法により計測しております。また、保有期間は、運用計画の更新時期などを考慮した期間を使用しております。

算定されたリスク量は、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	1,707	1,630	Δ 1,145	48
2	下方平行シフト	1,820	5,349	Δ 62	Δ 34
3	ステップ化	1,736	1,503		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,820	5,349	Δ 62	48
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	17,399		16,598	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

9.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

リスク管理の方針については、P.19に記載しております。

管理方針に基づき、確実にリスクを認識し、評価するとともに、リスクの状況に応じて対応方法等を協議・検討することとしております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。算定方法は、P.43「自己資本の充実度に関する事項」の注記に記載しております。